

2021 年 9 月 22 日

お客様各位

**【地中海輸出】エジプト向け & エジプト トランシップ  
輸出 B/L INSTRUCTION 記載事項のご案内**

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
エジプト向け貨物につきまして、エジプト税関の規則により積み地 ETD48 時間前までの貨物情報・書類提出が必須となりますので、以下ご案内申し上げます。  
なお、当社への貨物情報・書類提出期限は**積み地 CUT の 1 営業日前**とさせていただきます。  
適用開始は積み地 ETD 2021 年 10 月 1 日の貨物からとなります。

1. 適用対象貨物

- エジプト向け輸出貨物
- エジプトで荷揚げ後他国へ内陸輸送される貨物
- エジプトにてターミナルシフトが必要なトランシップ貨物

2. B/L INSTRUCTION 記載注意事項

- ① 19 桁の ACID (Advance Cargo information Declaration) No.  
(例：4988470982020120017)

\*エジプト税関ポータルサイトが発信する ACID No. 発行確認メールも必ずあわせてお送り下さい。

- ② 17 桁の荷送人様の輸出者登録番号  
(例：JP-01-1010401133017 (法人番号の場合))

- ③ 9 桁の荷受人様の輸入者 VAT 番号  
(例：498847098)

\*To order B/L の場合 Notify Party 欄に入る荷主様の VAT 番号をご記載ください。

詳しくは下記リンク先をご確認ください。

<https://www.one-line.com/en/news/egypt-aci-customer-advisory>

<https://www.nafeza.gov.eg/en/pages/15>

※ 当社への情報提出期限後の訂正による追加・損害費用は輸出者様のご負担となります事  
ご了承いただけますようお願い申し上げます。

※ 当社への情報提出期限後のマニフェスト訂正・荷送地変更につきましては当社営業担当  
までご連絡ください。

※ 当社への情報提出期限までに情報をご提出いただけなかった場合、当社は貨物を船積み  
せずかかるコストをもらい受けません。

以上